

## 京都精華大学の教育研究等環境の整備に関する方針

本学は、学則第3条の2に定める各学部・学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を達成するため、学生一人ひとりが主体的に学ぶことができる環境を整備するとともに、各学部・学科の教育力を高めるためにその教育内容に応じた環境を整備し、併せて持続的に研究成果をあげ得るように研究環境の整備に努める。そのために以下の方向性をもって教育研究環境を整備する。

- (1) 大学の教育力を高め得るとともに、その質的転換が可能となるように教育環境を整備する。
- (2) 学生一人ひとりが主体的に学ぶことができる学修環境を整備し、その使用管理においても主体性が発揮できるよう十分に配慮する。
- (3) 実習系科目の比率が高い学部・学科については、実習施設の整備とその使用管理の両面において、教育効果を高めるための努力をする。
- (4) 大学が組織的に取り組む研究活動、教員が個々に取り組む研究活動に適した環境整備に努める。
- (5) 学生厚生施設の整備とバリアフリーへの対応に努め、快適なキャンパス環境を整備する。
- (6) キャンパス内での事故や災害を防止するための措置を徹底し、施設利用者にとって安全で快適な環境を整備する。
- (7) 環境方針を定め、省資源や省エネルギー、廃棄物や薬物管理など、環境問題に配慮したキャンパス整備を行う。